

仕様書

1. 件名

Web サーバ提供業務

2. 業務概要

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）が運用する Web サイト及びコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）の導入と運用が可能な Web サーバ環境を提供すること。

3. 業務期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで。

4. 機能要件

4.1. 概要

JIRCAS は、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法」（平成 11 年法律第 197 号）に定める通り、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的としている。

この業務において、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター業務方法書」（平成 27 年 4 月 1 日変更認可）において、「成果を研究所のホームページに掲載して、提供すること」（第 11 条）とされている。また、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に関する附帯決議」（平成 26 年 5 月 23 日衆議院内閣委員会）、（平成 26 年 6 月 5 日参議院内閣委員会）をふまえ、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、関連法人への再就職の状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途及び資産保有状況に関する情報等について公開している。

この目的に用いる Web サーバについて、JIRCAS の中長期計画期間（平成 28 年度から平成 32 年度まで）において、外部の者が提供するサーバを利用することで、管理運用のコストの低減を図るなど効率的な運用を行うものとする。

4.2. サーバ要件

(1) JIRCAS の Web サーバについては、海外諸国、特にアフリカなど回線事情が良好ではない国々からの利用を想定している。海外からの接続の便を図るため、サーバについては以下の条件を満たすデータセンターに設置されていること。

- ・ 日本国内に立地している

- ・ NSPIXP、JPNAP などの日本国内の IX と直接にネットワーク接続されている
 - ・ 受注者が自社で保有している
 - ・ 24 時間 365 日の運用監視体制を有している
- (2) サーバ環境については、受注者が自社で保有していること。
- (3) バーチャルホストなど同一 IP アドレス上でサーバ環境を共有する環境での第 3 者に起因する障害やインターネットゲートウェイにおける IP アドレススペースでのアクセス制限など、当方へのアクセスの支障を極力避ける必要がある。
このため、JIRCAS 以外の第三者と共有しない専有のサーバ環境を提供すること。
サーバ構成については、物理サーバを専有する、あるいは仮想サーバを専有するかのいずれの構成でも差し支えない。
- (4) 1Gbps 以上の回線速度（ベストエフォート）でデータセンター内のネットワークに接続されていること。
- (5) ハードウェア（仮想サーバ環境の場合はハイパーバイザを含む）の初期設定及び保守運用については受注者が行うこと。
- (6) サーバスペックとして、以下に示す環境が初期設定として利用可能であること。
また、JIRCAS の必要に応じて増減が可能であること（ディスク容量の減は除く）。
なお、増減を行った場合に生じる費用は JIRCAS が負担する。
- ・ CPU 4 コア以上
 - ・ メモリ 8GB 以上
 - ・ ディスク容量 400GB 以上
- (7) グローバル IP アドレスを 1 つ以上提供すること。
- (8) JIRCAS が別途取得しているドメイン名（jircas.go.jp）を使用可能であること。
ドメイン管理、DNS 管理は JIRCAS が別途契約等している者が行っており、本業務の対象外とする。

4.3. OS,ソフトウェア要件

- (1) UNIX 系 OS が導入され利用可能であること。
- (2) Web サーバとして Apache2.X 系が利用可能であること。
- (3) SSL サーバ証明書が利用可能であること。
- (4) JIRCAS では平成 30 年 3 月上旬まで有効な SSL サーバ証明書（グローバルサインクイック認証 SSL）を所有している。この証明書の運用に必要な設定を行うこと。
- (5) 以下の期間の SSL サーバ証明書（グローバルサインクイック認証 SSL または同等の機能を有する証明書）については、受注者が用意し更新を行うこと。
- ・ 平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月 31 日

- (6) JIRCAS 所内のネットワークから SSH でのシェルログインが可能であること。
- (7) JIRCAS 所内のネットワークから sftp によるファイル転送が可能であること。
- (8) 以下のプログラム言語が利用可能であること。また、Web 環境で実行可能であること。
 - (ア) Perl (ver. 5.8 以降)
 - (イ) Ruby (ver. 1.8 以降)
 - (ウ) Python (ver. 2.6 以降)
 - (エ) PHP (ver. 5.4 以降)
- (9) データベースとして、MySQL (ver. 5.x 系) が利用可能であること。また、10 以上のデータベースが作成可能であること。
- (10) 前各号に掲げる OS、ソフトウェアについて、受注者の責において適宜セキュリティアップデートなど保守作業を行うこと。JIRCAS が導入する CMS (Drupal ver.7) については JIRCAS において保守を行う。
- (11) Drupal (ver.6 以降) の動作確認が行われていること。
- (12) JIRCAS がサーバに構築したデータについて、1 世代以上のバックアップを自動で作成すること。また、JIRCAS によりバックアップデータのリストアが可能であること。
- (13) 公開用の環境のほか外部に公開しない検証用の Web サイトの構築環境を有し、任意に検証環境のデータを公開用に切り替えが可能であること。

4.4. サポート要件

- (1) 24 時間 365 日の稼働監視とサービス提供を行うこと。また、受注者における体制を示すこと。
- (2) JIRCAS からの電話、FAX、メールでの問い合わせに対応すること。受付は 24 時間 365 日とする。なお、回答については、受注者の営業時間内で差し支えない。
- (3) 受注者側設備、サーバ環境における障害発生時の連絡等、受注者と JIRCAS の間の連絡体制について示すこと。

4.5. セキュリティ要件

- (1) JIRCAS が別途に経済産業省が定める情報セキュリティ監査企業台帳に登録されている者に委託して行う Web アプリケーション脆弱性検査の実施が可能であること。なお、実施前には、JIRCAS より請負者に対し実施日時、検査内容について情報提供を行うことができる。想定している検査内容は以下の通り。
 - ・ ログアウト後のサーバセッションの残存
 - ・ サーバセッションの長時間にわたる残存
 - ・ パスワードの出力

- ・ パラメータの改ざん
 - ・ **Hidden** フィールドの不正操作
 - ・ クロスサイトスクリプティング
 - ・ クロスサイトリクエストフォージェリ
 - ・ バッファオーバーフロー
 - ・ シェルコマンド・インジェクション
 - ・ **OS** コマンド・インジェクション
 - ・ **SQL** インジェクション
 - ・ 強制ブラウジング
 - ・ 既知の脆弱性が存在しているか
 - ・ バックアップファイルの検出
 - ・ バックドアとデバッグオプション
 - ・ ディレクトリトラバーサル
 - ・ 不適切なエラーハンドリング
- (2) ファイアウォール、またはサーバ上の **iptables** 等の設定により、**Web** による情報公開並びに掲載するデータの更新、アップロード等に使用する以外のポートについて、接続を制限できること。
- (3) 本サーバとは別に **Web** アプリケーションファイアウォール (**WAF**) を設置し、サーバ及び利用者間の相互の通信内容の検査が可能であること。また、**SQL** インジェクションなどの不正なコマンド実行やクロスサイトスクリプティングについて、該当の通信の遮断が可能であること。ピーク時のトラフィック量の想定は **500kbps**~**5Mbps** である。
- このとき、**HTTP, HTTPS** を監視対象プロトコルとし、リクエスト及びレスポンス内容を検査対象とすること。また、不正と思われる通信を記録し参照可能であること。
- (4) その他、主務省（農林水産省）および内閣官房情報セキュリティセンターの指示により、ソフトウェアのアップデートの有無など情報セキュリティに関する対応状況の調査やセキュリティ監査を実施することがあるので、対応に協力すること。

5. その他

- (1) 現在の Web サーバ (<https://www.jircas.go.jp/>) は平成 29 年 3 月 31 日までの間、契約に基づきエヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社所有の設備で運用している。現在の設備以外で運用する場合は、JIRCAS においてデータの移行作業を行うため、平成 29 年 3 月 31 日以前に 5 開庁日以上、本仕様書に基づく機能が利用可能であること。また、円滑な切替の方法について提案すること。
- (2) 本仕様に記載のない事項について疑義が生じた場合は、速やかに **JIRCAS** と協議

し、対応を決定すること。

以上